

令和8年度「一般建築物石綿含有建材調査者講習」のご案内

(一社)青森県労働基準協会

法令の改正により、建築物等の解体工事や改修工事（リフォームや各種修繕、定期改修を含みます。）を行う場合には、すべての工事について、石綿の有無を確認するための事前調査を実施して、その記録を保存することが義務となっています。（令和3年4月～）

また、一定規模以上の工事については、労働基準監督署等への事前調査の結果の届出が義務となっています。（令和4年4月～）この届出には、工事の概要、事前調査した者の氏名、石綿作業主任者の氏名などの記載が必要となっています。

令和5年10月1日から、一定の資格（一般建築物石綿含有建材調査者など）を持った者が**事前調査**を行うことが必要となっています。

当協会では、青森労働局の登録を受け、青森県内の各労働基準協会と協力して、県内各地で、令和7年度も、下記のとおり「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を開催しますので、受講くださいますようお願い申し上げます。

※ 講習日程等

令和 8年度	開催日	実施場所	協力労働基準協会 (電話予約・申込先)
第1回	7月23日(木) ~ 7月24日(金)	青森県八戸市一番町一丁目9番地22 ユートリー	八戸地方労働基準協会 0178-22-7948
			上北労働基準協会 0176-22-2234
			下北地区労働基準協会 0175-22-1389
第2回	2月25日(木) ~ 2月26日(金)	青森市（未定）	青森地区労働基準協会 017-723-1755
			弘前地区労働基準協会 0172-26-0663
			西北労働基準協会 0173-35-6336
			黒石地区労働基準協会 0172-53-5787

※ 各講習の協力労働基準協会に、電話予約して、受講申込書を提出してください。

電話予約受付・受講申込書受付：講習日の2ヶ月程前から

※ 詳しい内容は、当協会のホームページに掲載する「受講のご案内」などをご覧ください。